

2020年11月27日
みずほ信託銀行株式会社

買集め行為に該当する株式取得の決定についてのお知らせ

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：梅田 圭）は、株式会社構造計画研究所（以下、「同社」という。）を委託者とする株式給付信託（従業員持株会処分型）（以下、「本信託」という。）の業務運営にあたり、下記のとおり株式を取得することを決定しました（注）。

取得価額の総額と現在の株価を勘案すると、当該株式取得により議決権ベースで5%以上となり、金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為に該当することとなるため、お知らせいたします。

（注）詳細は、本日付の同社リリース『「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の導入に関するお知らせ』、『第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ』をご覧ください。

記

銘柄コード	4748
銘柄名	株式会社構造計画研究所
取得日（予定）	2020年12月14日(月)～2021年6月30日(水)
取得株式数（予定）	369,700株（注1）
取得議決権数（予定）	3,697個（注1）
取得後の総株主の議決権の数に対する割合（予定）	6.72%（注1、2）

（注1）当行は、2020年12月14日に実施予定の同社自己株式の第三者割当により普通株式279,100株を取得する予定です。かかる取得の後、立会市場における買付けによる同社普通株式の取得を予定しておりますが、取得株式数、取得議決権数、及び取得後の総株主の議決権の数に対する割合は、第三者割当による取得予定分に、2020年11月26日の終値を基礎に計算したその後の立会市場における買付け予定分を加算して算出しております。立会市場における買付け分に関しては、立会市場における株

価に応じて変動する可能性があるため、実際の取得株式数、取得議決権数、及び取得後の総株主の議決権の数に対する割合が上記数値と異なる可能性があります。

(注 2) 取得後の総株主の議決権の数に対する割合(予定)は、2020年9月末のデータに基づき2020年12月14日に実施予定の同社自己株式の第三者割当による議決権数の増加を含めて作成しております。

以上